

広島県告示第七百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十四年十月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市志和町志和堀字関川山一・二・三の一〇八一、一一・二・三の一〇九〇

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

道路用地とするため